## 11月24日桜島爆発対策総合防災訓練の避難訓練

高免町町内会の訓練内容		備考
サイレン一斉吹鳴	避難勧告 8:50 避難指示 9:10	
1. 【情報伝達訓練】 (1) 消防団員は消防車で地域内を巡回し、住民に対して避難するよ う広報する。		
(2) 住民は、近隣住民での連絡体制に基づき、互いに連絡を取り合い、避難勧告及び指示があったことの確認と避難することの確認 を相互に行い、退避舎への避難を開始する。		連絡体制の整備
2. 【避難誘導訓練】 (1) 消防団員は、残留者を確認しながら、避難者を避難港まで誘導 する。		
(2) 遠方の方が、高免小学校まで車で避難する場合は、消防団員または地域住民等は、高免小学校の交通整理を行い、避難港へ誘導する。		車を使用する人を事前に決定
	住民等は、災害時要援護者(自力避難ので していない住民の避難港までの避難を支援	要援護者の把握 支援者の決定 要援護者の訓練参加
3. 【避難状況確認訓練】 町内会長または避難 り、事前避難者の状況	誘導者は、事前避難者からの連絡によるは把握済み	事前避難者を想定し、訓練不参加者は事前に把握する。(避難カードを近隣住民に渡しておくなど)
(1) 避難者は、退避舎で避難者カードを提出するとともに、相互連 絡体制により、事前避難、残留者等の知りえた情報を報告する。		
(2) 消防団員は、戸別訪問を行い、未確認者がいないことを確認し、 避難誘導責任者へ報告する。		すべての戸別訪問が可能 か。
	誘導者は、事前避難者、集結者、未確認者 線(移動系)で現地災害対策本部(東桜島	住民一覧表を使用し、状況を把握する。